

部長各位

市長

## 平成21年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向と地方財政

わが国の経済は、平成14年頃から息の長い景気回復を続けてきたが、昨今の原油及び原材料価格の高騰により「足踏み状態」となっており、さらに加えて米国におけるサブプライム住宅ローン問題を発端とした金融不安によるドル安円高の影響を受け、企業収益は減少しているとともに、家計においても石油製品や食料品等の値上がりにより個人消費が伸び悩むなど、今後の景気判断は後退局面に向かうとも予想されている。

このような経済状況の中で、国の平成21年度予算編成方針は「基本方針2006」で示した歳出改革を今後も継続し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行ったうえで、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行うとされている。

一方、地方財政は、歳入面では道路特定財源の一般財源化を含め税制改革や地方交付税の動向によっては、地方自治体への大きな影響が懸念され、また、歳出面においては少子高齢化の進展等を背景に社会保障関係費の増大や地球温暖化対策費、過去の公共事業に対する公債費など、ますます財政需要が伸びていく中で、国の歳出削減と歩調を合わせつつ、給与関係費や投資的経費等を抑制するなど地方自治体の自助努力をもって財政の健全化が求められているところである。

### 2. 本市の財政

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、普通会計はもとより特別会計・企業会計・外郭団体を含んだ新たな財政指標の整備とその開示が義務付けられたところである。

この法律に基づき、平成19年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指標は、いずれの指標とも早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていないが、依然として財政調整基金などを取り崩さなければ収支の均衡が図れない状態が続いており、今後も当分は厳しい財政運営を強いられると考える。

その背景には、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、団塊世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加、学校など公共施設の耐震化、幼保一元化の推進、保健福祉センターの建設、現クリーンセンターの解体・跡地整備、他会計への繰出金の増加など、歳出面で重要課題が山積している一方、国の三位一体改革による国庫補助金や地方交付税の削減、市税収入の伸び悩みにより、大幅な歳入増加が見込めないところにある。

このような収支不均衡を是正するため、平成20年度から「財源枠配分方式」に改めた予算編成手法を今後も計画どおり実施し、「集中改革プラン」の確実な実施など行財政改革を堅持するとともに、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法により、市民が健やかで安心して暮らせる“安心安全のまちづくり”、企業誘致や地場産業の振興など“若者が定住できるまちづくり”を積極的に取り組むこととする。

したがって、平成21年度の予算編成にあたっては、国の政局・経済の動向を十分見極め、全職員が一丸となって英知を結集し、「創意と工夫」、「コスト意識」をもって予算編成及び行政課題に取り組まれるよう通知する。

平成 20 年 10 月 28 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 平成 21 年度予算編成要領

本市の財政状況は、依然として財政調整基金等を取り崩さなければ収支均衡が図れない状況であり、引き続き厳しい状況下におかれています。

このため、平成 20 年度の予算編成から取り組んだ「財源枠配分方式」を計画どおり粛々と進め、平成 22 年度を目途に基金依存体質から脱却を図りたいと考えております。

したがって、各部署においては、前年度に引き続き（別紙）配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫を凝らしたうえで予算要求書を作成していただくこととなります。

今回の配分額は、平成 19 年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額にマイナス 15%シーリングを乗じたもので、平成 21 年度は前年度と比較して約 1 億 8 千万円の削減額となり、最終的な目標数値としては、平成 22 年度時点で平成 19 年度当初予算と比較して 6 億円の一般財源を削減し、財政調整基金等を取り崩さなくとも財政運営が可能となる、いわゆるプライマリーバランスの取れた健全財政を目指すこととします。

今回、平成 19 年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」、及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも黒字となるため数値上表れてきませんが、普通会計においては冒頭に述べたように財政調整基金等を取り崩しての黒字計上であることから、実態は赤字といっても決して過言ではありません。

また、資金繰りの程度を示す「実質公債費比率」は 13.5%で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」は 165.2%となり、それぞれ早期健全化基準内の比率ではありますが、本市が取り組まなければならない今後の事業を考慮すれば、これらの比率も上昇する可能性があると考えます。

いずれにいたしましても、国の政局不安や経済不安も重なり、地方財政を取

り巻く環境はますます厳しさを増すと考えられることから、今まで以上に行財政改革に取り組み、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いいたします。

以上のことから、平成21年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識し、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いいたします。

## 1. 基本的事項

(1) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。

なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。

枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内で調整を図ること。

(2) 「集中改革プラン」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。

なお、プラン以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。

特に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、施設のスクラップ・アンド・ビルド(統廃合)にも積極的に取り組むこと。

(この場合の予算措置は最優先とする。)

(3) 合併による効率性や合併効果を徹底的に追求すること。

(4) 政策的事業については、政策調整会議で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。

なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策的判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。

(5) 職員数の削減については、定員適正化計画に基づき実施することとする。

なお各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定する。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

(6) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、

遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業委譲等に留意すること。

なお、国の政局如何によっては、歳入歳出とも大幅に変更等が生じる可能性もあるため併せて留意すること。

- (7) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (8) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (9) 任意団体に対する補助金について、合併後においても未だ団体の統一がなされていない団体が見受けられることから、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、平成20年4月1日から施行した補助金等交付基準に基づき、橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成21年度当初予算は、原則として前年度の審査会での決定額を暫定予算として計上し、その後決定された補助金額の過不足については補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

- (10) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう経営健全化に努めること。